事務担当者各位

北はりま消防本部予防課長

家具店等における収容人員の算定の取扱いについて

家具店等(量販店を除く。)における収容人員の算定については、消防法施行規則第1条の3に規定する算出方法により算出するほか、下記によること。

記

- 1 次に掲げる数を合算して算定する
 - (1) 従業員の数
 - (2) 主として従業者以外の者の使用に供する部分について次によって算定した数の合計数 ア 当該部分の床面積に50%を乗じて得た数値を4㎡で除して得た数
 - イ 当該床面積当たりで除した際の小数点以下の数は切り捨てるものであること。
- 2 運用に伴う経過措置

この通知に基づく運用に際し、現に存する家具店等(量販店を除く。)に既に設置されている消防用設備等のうち、法令による設置義務が生じなくなったものの取扱いについては、関係者の任意に基づき適切に維持管理が行われるよう努めて指導するものとする。